平成２１年（フ）第１４７８号
仙台市太白区山田本町２番36号　第２コーポ相原203
債務者　官澤　　愛（旧姓松浦）
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５１７号
仙台市青葉区荒巻神明町９番10号
債務者　春本　司郎
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５２５号
宮城県多賀城市丸山１丁目13番32号
債務者　大脇　　剛
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５６７号
仙台市青葉区中山吉成２丁目15番17号
債務者　伊藤　智也
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５７６号
仙台市宮城野区出花１丁目15番地の５　ロイヤルパレス中野栄―904
債務者　米倉美枝子（旧姓鎌田）
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１０号
秋田県鹿角市花輪字中花輪119番地、借入時の住所秋田県鹿角市花輪字下中島109番地
債務者　根市とし子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第１２８号
秋田県大館市字観音堂611番地　サニーヒルズＡ101、前住所兵庫県川辺郡猪名川町紫合字神子ヶ谷９番地の１
債務者　重信　治人
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第１３２号
秋田県北秋田市下杉字狐森43番地47
債務者　福岡　秀子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第１５５号
茨城県日立市水木町１丁目30番25号
債務者　古河　正義
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１５６号
茨城県日立市水木町１丁目30番25号
債務者　古河　信子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１６８号
茨城県日立市川尻町５丁目14番９―103号、前住所埼玉県深谷市小前田2454番地18
債務者　丸山　　修
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１７７号
茨城県日立市川尻町６丁目45番14―102号
債務者　君島　裕子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第２６７号
茨城県土浦市小岩田東２丁目６番14号
債務者　小野都世子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第４０６号
群馬県高崎市倉賀野町1067番地１
債務者　小林　　都
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４１０号
群馬県藤岡市岡之郷1342番地　タウニイ笠原Ａ102
債務者　菊地　　至
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４１２号
群馬県高崎市石原町1164番地１　高富ハイツ306号
債務者　齋藤　誠広
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４１３号
群馬県高崎市石原町1164番地１　高富ハイツ306号
債務者　齋藤　妙子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで前橋地方裁判所高崎支部